

東広島市における建築基準法上の各種制限について

用途地域注釈		日影規制				絶対高さ制限	道路斜線制限	隣地斜線制限	北側斜線制限	
		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間					
都市計画区域 内	市街化区域	第一種低層住居専用地域	軒高7mを超える建築物 又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	4時間	2.5時間	有り (10m)	無し	有り (5m+ 勾配1.25)	
		第二種低層住居専用地域								
	市街化区域	第一種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	4時間	2.5時間		有り (勾配1.25)	有り (20m+ 勾配1.25)	無し ※(注1)
		第二種中高層住居専用地域								
	市街化区域	第一種住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	5時間	3時間		無し	有り (20m+ 勾配1.25)	無し
		第二種住居地域								
		準住居地域								
		近隣商業地域								
		商業地域								
		準工業地域								
	市街化調整区域 (用途地域指定なし) 非線引き区域のうち 用途地域が定められていない区域	工業地域	無し	無し	無し	無し		有り (勾配1.50)	有り (31m+ 勾配2.5)	無し
		工業専用市域								
	都市計画区域外		無し							

※東広島市内では、建築基準法第54条第1項による外壁の後退距離の限度は定めていません（別途 地区計画及び開発許可基準で定めがある場合は適合させる必要があります）

※東広島市内では、建築基準法第53条の2第1項による敷地面積の最低限度は定めていません（別途 地区計画及び開発許可基準で定めがある場合は適合させる必要があります）

※東広島市内に田園住居地域はありません

※(注1) 建築基準法第56条第1項第三号の条文内のカッコ書きで「次条第1項の規定に基づく条例で別表第4の2の項に規定する～が指定されているものを除く」と規定されていることより、東広島市では第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域に北側斜線制限は適用されません。